

東電の安全軽視非難

元幹部起訴相当「想定外検討を」

いまも多くの住民が避難を続ける東京電力福島第一原発事故の刑事責任をめぐつて、市民から選ばれた検察審査会は、東電の当時の幹部3人を起訴すべきだと判断した。検察が1年以上をかけ、「捜査を尽くした」として導いた結論を否定した。

▼1面参照

検察の判断	検察審査会の判断
大規模な津波を予測できたか 東日本大震災は、専門家の想定を大きく超えた。東電は15.7㍍の津波を試算していたが、精度が高いと認識されていなかった	東電は15.7㍍の津波を試算しきり、科学的な根拠もあった。これを想定して対策をする必要があった
津波対策は十分だったか 規制当局や専門家から対策を求める指摘はなく、他の電力会社も対策をとったが、震災に間に合った	防衛施設を移設したり建物の間によじりしりたりして工事も設置した。工事は防げた。防潮堤は現実的に可能で低額で現実的だ。事故は防げた。

いまも多くの住民が避難を続ける東京電力福島第一原発事故の刑事責任をめぐつて、市民から選ばれた検察審査会は、東電の当時の幹部3人を起訴すべきだと判断した。検察が1年以上をかけ、「捜査を尽くした」として導いた結論を否定した。

認識されてはいなかつた」と判断。そもそも東日本大震災のマグニチュード(M)9の地震は専門家の間でも想定されておらず、15級の巨大な津波も「想定外」だつたとして刑事責任は問えないとした。

なぜ、検察審査会と検察は正反対の考え方になったのか。

業務上過失致死傷罪をめぐる問題は市民の正義感に合った。東電幹部は安全確保のため、極めて高度な注意義務を負う」として、通常より大きな責任があると述べた。（長谷文、伊藤和行）

福島の被災者との評価

福島原発告訴団の河合弘之弁護士らは31日、東京都内で記者会見し、「市民の常識にかなつた決定。非常に感動的だ」と喜んだ。特に意義があるとしたのは、勝俣恒久元会長を「起訴相当」とした判断。「実質的な最高権力者で監督権を持つていた。トップの責任を表れた」と話した。

一方、東電は「コメントは差し控える。要請がある場合」、検察はこうした従来の「物差し」で不起訴と判断した。「被害感情は分かるが、漠然と『危険があるかも』と認識しているだけでは刑事責任は問えない」との慎重論が検察内には根強くある。

一次席検事は「議決の内容を十分に検討し、適切に対処したい」との談話を出した。（本田雅和、小坪透）

表れた」と話した。

問うるのは市民の正義感に合った。東電幹部は安全確保のため、極めて高度な注意義務を負う」として、通常より大きな責任があると述べた。（長谷文、伊藤和行）

問うるのは市民の正義感に合った。東電幹部は安全確保のため、極めて高度な注意義務を負う」として、通常より大きな責任があると述べた。（長谷文、伊藤和行）